

平成27年 第4回

仁木町議会定例会会議録

(2日目)

開 会 平成27年12月22日

閉 会 平成27年12月22日

仁 木 町 議 会

## 平成27年第4回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

- 
- ◆日時 平成27年12月22日（火曜日）午前9時30分 開会  
◆場所 仁木町役場 3階議場
- 

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第8号 仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第9号 仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第10号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第11号 不動産の譲与について
- 日程第6 議案第12号 後志広域連合規約を変更するための協議について
- 日程第7 意見案第17号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書
- 日程第8 意見案第18号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書
- 日程第9 意見案第19号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書
- 日程第10 意見案第20号 安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し廃止を求める意見書
- 日程第11 意見案第21号 TPP交渉大筋合意に反対する意見書
- 日程第12 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第13 委員会の閉会中の所管事務調査

## 平成27年第4回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 会 平成27年12月22日 午前 9時30分

閉 会 平成27年12月22日 午前10時31分

---

 議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子
 

---

## 出席議員（9名）

1 番	佐 藤 秀 教	2 番	嶋 田 茂	3 番	住 吉 英 子
4 番	野 崎 明 廣	5 番	宮 本 幹 夫	6 番	林 正 一
7 番	水 田 正	8 番	上 村 智 恵 子	9 番	横 関 一 雄

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	林 典 克	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	( 泉 谷 享 )
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
企 画 課 長	鹿 内 力 三	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	( 林 典 克 )
住 民 課 長	嶋 井 康 夫	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

---

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	浜 野 崇
議 事 係 主 任	松 岡 亜 希

---

## 開 会 午前 9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めます。

只今の出席議員は、9名です。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

12月21日に引き続き、7番・水田議員及び8番・上村議員を指名します。

---

### 日程第2 議案第8号

#### 仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第2、議案第8号『仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第8号でございます。

『仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成27年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、嶋井住民課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）それでは、議案第8号、仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

改正の趣旨を説明いたします。職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）でございますけれども、この一部改正に伴い、今回条項ずれが生じておりますので、私どもの方の条例に対しましても、その部分を訂正するというものであります。

続きまして、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側、現行の部分改正前の欄でございますけれども、第3条第8号中、職業能力開発促進法第15条の6第3項というところのアンダーラインの6という部分をですね、左側の改正後、新しい欄を見ていただければわかるんですけども、第15条の7第3項とするものであります。

附則はこの条例の施行期日の定めであり、公布の日から施行するというものであります。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第9号

#### 仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第3、議案第9号『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号でございます。

『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町立へき地保育所設置条例（昭和61年仁木町条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成27年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

同じく詳細につきましては、嶋井住民課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）議案第9号、仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

改正の趣旨を説明いたします。仁木町立へき地保育所の保育料については、一律保育児童1人につき月額8000円としていますが、子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令、今年の3月31日政令第166号に記載されている部分でございますけれども、国基準徴収額を限度として町が設定した額を徴収するという規定がございます。その規定が小規模保育、へき地保育所にも適用されることが、今回わかりまして、それで基準を超えている部分について、保育料を改定するというものであります。

施行期日につきましては、管内のへき地保育所を設置している町村、それぞれのところがですね、実際に4月に遡って適用するという対応をとっておりますので、本町といたしましても同様の対応をすることが適当であると判断し、平成27年の4月1日から適用するというものでございます。

続きまして、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。新旧対照

表の右側、改正前現行条例でございますけれども、その第2条中の表を左側改正後の欄のとおり、別表1にいたします。また、右側改正前の欄第6条中、別表を左側改正後の欄の第6条中、別表2に改め、同条に第2項として、別表2中の第2階層の保育料月額が無料となる要件を第1号から2ページ目の第7号まで7つ規定しております。こちらの方は国の方の基準に従ったものでございます。また、同条第3項として、月の途中において入退所した児童に係る保育料月額は日割り計算するものとし、別に定めることを規定しております。左側改正後の欄の第6条の次に第7条として、2人以上同時に入所している場合の保育料月額を2人目半額、3人目無料とする規定を1条追加し、改正前の第7条から第11条までを1条ずつ繰り下げるものであります。次に、右側改正前の欄別表を、左側改正後の欄別表1、別表2と2つの表に分け、別表2では階層区分等による保育料月額を明記しております。備考は階層区分の認定について定めたものであります。

附則は施行期日、この適用の定めであり、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するというものでございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。質疑はありますか。上村議員。

○8番（上村智恵子）8番・上村。この4月1日に遡って、この改定をするということですが、これに割り当てられる人たちというのはいるんでしょうか、階層別で。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）今回の改定に伴いまして、対象となる方々、入所されている児童の人数でいきますと、銀山で対象となる方が9名で、大江で5名ですね、合わせて14名の方が対象となります。

○議長（横関一雄）他に質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第10号

##### 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第4、議案第10号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』

て』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号でございます。

『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成27年12月21日提出、仁木町長佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北ほけん課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）議案第10号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び、同法律の施行に伴う関係の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が、平成27年9月29日に公布されたことに伴い、国民健康保険法施行規則の一部が改正され、このことにより、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものであります。改正の内容は、国民健康保険税の減免申請書に対象者の所得確認を行う必要があるため、個人番号の記載を追加するものであります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正後となっております。第26条第2項第1号を氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう）に改めるものでございます。

附則は施行期日の定めであり、平成28年1月1日から施行するというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第11号 不動産の譲与について

○議長（横関一雄）日程第5、議案第11号『不動産の譲与について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。

『不動産の譲与について』、銀山都テレビジョン中継局送受信鉄塔設備を次のとおり譲与したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求める。平成27年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

記といたしまして、譲与する設備の所在、仁木町銀山石狩森林管理署3206ほ・い1林小班地先。譲与する設備の名称、1、銀山都テレビジョン中継局送受信鉄塔。2、2.4mグリッドパラボラアンテナ及び給電線。譲与する相手方、札幌市豊平区平岸4条13丁目10番17号 北海道テレビ放送株式会社 代表取締役社長 樋泉 実。譲与予定年月日といたしまして、平成28年1月11日となっております。

詳細につきましては、鹿内企画課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）議案第11号、不動産の譲与につきまして、ご説明申し上げます。

今回の不動産の譲与につきましては、銀山都テレビジョン中継局送受信鉄塔設備を北海道テレビ放送株式会社へ譲与したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるというものでございます。地方自治法では条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくして譲渡する場合は議会の議決事件としなければならないと規定しております。ここで言う適正な対価なくして譲渡する場合には無償での譲渡も含むものでございます。

おそれ入りますが、行政報告に添付しております、議案第11号資料、銀山都テレビジョン中継局関係資料をご覧願います。昭和59年に地上アナログ波テレビジョン中継局として稲穂峠山頂に設置しておりました放送設備は、平成23年のアナログ放送が終了し、その用途を終えております。用途を終えたアンテナなど空中線設備につきましては、電波法第78条の規定により撤去しなければなりません。民放放送局であります北海道テレビ放送から一部設備譲与の申し出がございました。譲与の申し出がありました設備は、赤く示しておりますパラボラアンテナ送受信柱でございます。北海道テレビ放送からは、平成20年に銀山都テレビジョン中継局をデジタル化し、銀山・大江・長沢・尾根内地区を中心に放送をしておりますが、銀山都中継局が受信している手稲送信所とニセコ中継局からの放送電波が大気状態の季節変動の影響を受けて、まれに不安定になることがあります。このため手稲、ニセコからの電波に加え、赤井川中継局からの電波も調査し、改善を図りたいというものでございました。このための電波伝搬調査をアナログ放送用設備であるパラボラアンテナの譲与を受け実施したいとの申し出でありました。また、譲与を受けた設備の維持管理及び将来不要となった場合の撤去は、北海道テレビ放送にて実施するという申し出でございました。つきましては、銀山・大江地区などの放送エリアに安定した放送電波の確保と譲与後における設備本体の維持管理費用及び解体撤去に係る費用が軽減されることを総合的に判断し、北海道テレビ放送への一部施設の譲与をしたいというものでございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。



これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『不動産の譲与について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『不動産の譲与について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第12号

### 後志広域連合規約を変更するための協議について

○議長（横関一雄）日程第6、議案第12号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第12号でございます。

『後志広域連合規約を変更するための協議について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と後志広域連合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。平成27年12月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第12号、後志広域連合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。

後志広域連合とは管内16町村をもって税の滞納整理、国民健康保険及び介護保険の事務を処理している組織であります。この度、改正行政不服審査法が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、地方自治体の附属する機関として、第三者機関の行政不服審査会の設置が義務付けられ、法の施行後において、地方公共団体の行政処分に対して、不服審査の申し出があったときは、行政不服審査会に諮問しなければならないこととなっております。本件に関しましては、本町を含めた広域連合に加盟している町村の意向により、行政不服審査会の設置及び審査に関する事務処理を、後志広域連合において行えるようにするためにこの規約の一部に改正が生じたので、地方自治法第291条の11の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

新旧対照表をお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。

アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第4条の広域連合の処理する事務に後志広域連合行政不服審査会に関する事務の条文を追加しております。第5条の広域連合が作成する広域計画の項目に、後志広域連合行政不服審査会事業に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関する条文を追加しております。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この規約は平成28年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『後志広域連合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 意見案第17号

### 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第7、意見案第17号『複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の14ページです。

意見案第17号『複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年12月21日提出、提出者は私、住吉英子、賛成者は、宮本幹夫議員です。意見書の内容につきましては、15ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔 場内、挙手する者あり 〕

○議長（横関一雄）まず、原案に反対者の発言を許します。上村議員。

○8番（上村智恵子）8番・上村。この意見書の中に軽減税率の導入については、2017年4月の消費税率引き上げと同時にやることとあるように、10%の増税を前提としていて賛成できません。日本共産党は消費税の食料品非課税などを一貫して主張しておりますけれども、この中では痛税感を和らげるというものなら、この10%そのものの増税をやめるべきだと思いますので、これに対して反対いたします。

〔 傍聴席から拍手 〕

○議長（横関一雄）すみません。静粛をお願いします。

〔 場内、挙手する者あり 〕

○議長（横関一雄）次に、原案に賛成者の発言を許します。宮本議員。

○5番（宮本幹夫）5番・宮本でございます。意見案第17号『複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書』の賛成討論を行いたいと思います。これは平成24年、2012年自民党・公明党・民主党との社会保障と税の一体改革、その協議で消費税の引き上げに際しては、低所得者対策が必要との議論から3党合意の中で軽減税率が盛り込まれました。平成29年4月の消費税増税に際しては、低所得者への負担感が重くなる逆進性や痛税感の緩和のため、軽減税率の導入が不可欠ではないかと思っております。低所得者は家計の支出、要するに消費支出に占める食糧費の割合が高く、食品への軽減税率適用はその負担感を軽くする効果が期待されるところであります。よって、平成26年4月に税率が8%へ引き上げられた際に、個人消費は当初予測以上に大きく落ち込んだ結果が見えてございます。この痛税感による国民の消費意欲を冷え込ませないためにも、軽減税率は必要だと考えてございます。よって、本意見案に賛成するものでございます。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか。

〔 場内、挙手する者あり 〕

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。反対の意見をしたいと思っております。私自身、消費税率が上がるということに対しては、非常にこうバランス的に取れていない部分があると思っております。最終的には非課税部分が非常にあると思っておりますし、税率においては米などについては、すべて消費税が関連しないということでは、私自身、米に対しては非常に消費税というものがアップしてこないということに対しては、非常にこうどうなのかということについて、自分としては懸念しておりますので、この意見書に対しては反対をさせていただきます。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第17号『複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 起立多数 〕

○議長（横関一雄）「起立多数」です。

したがって、意見案第17号『複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 意見案第18号

### ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第8、意見案第18号『ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の16ページです。

意見案第18号『ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書』、上記意見を別紙のとおり提出する。平成27年12月21日提出、提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、17ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第18号『ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案とおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、意見案第18号『ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 意見案第19号

### マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第9、意見案第19号『マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の18ページです。

意見案第19号『マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年12月21日提出、提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、19ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔場内、挙手する者あり〕

○議長（横関一雄）まず、原案に反対者の発言を許します。上村議員。

○8番（上村智恵子）8番・上村。この厳重管理が必要な個人のプライバシーを扱う仕組みなのに、始動した途端にトラブル続きです。このまま来年1月から本格始動に突き進むのは、あまりにも危険です。国民の不安は募るばかりです。今日もラジオで1割の方にこの登録番号が届いてないということも報道されておりました。多様な国民の実情を無視し、一方的に番号を割り振るやり方のどこが国民の利便性向上なのか、乱暴な推進はやめるべきだと思いますので、これに反対いたします。

〔場内、挙手する者あり〕

○議長（横関一雄）次に、原案に賛成者の発言を許します。野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。このマイナンバー制度の円滑な運営に関わる財源確保等自治体負担軽減を求める意見書に対して賛成いたします。今回マイナンバー制度が導入されましたが、各市町村においてはいろいろな不備も見られておりますが、財源負担が発生する状況にあります。地方公共団体、自治体の負担をすべて支援すべきと考えておりますので、本意見書に賛成いたします。

○議長（横関一雄）他に討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、意見案第19号『マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（横関一雄）「起立多数」です。

したがって、意見案第19号『マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第10 意見案第20号

### 安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し廃止を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第10、意見案第20号『安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し廃止を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の20ページです。

意見案第20号『安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し廃止を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年12月21日提出、提出者は私、上村智恵子、賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、21ページに記載のとおりです。憲法違反ということで弁護士300人が裁判をかける予定となっています。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、総務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 場内、挙手する者あり ]

○議長（横関一雄）まず、原案に反対者の発言を許します。住吉議員。

○3番（住吉英子）3番・住吉。意見案第20号『安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し廃止を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年12月21日の強行採決に厳しく抗議し廃止を求める意見書』の否決を求める討論を行います。戦争法案との批判は真面目な安保保障論議を避ける批判のための批判です。国際紛争を武力で解決する戦争は不戦条約や国連憲章で禁止されています。これが安全保障論議の常識、基本です。憲法9条も戦争放棄を明記しています。平和安全法制が認めた自衛隊の武力行使も日本を守るためであり、戦争ではありません。平和安全法制は日米同盟の信頼性を高め、それによって他国からの武力攻撃を抑止することが目的です。まさに戦争防止法案です。平和安全法制は国民の平和な暮らしをすき間なく守るために何が必要かを考え、それを憲法9条の下でどう実現するかを定めています。ところが憲法学者から政府の憲法9条解釈を逸脱した憲法違反の法制だなどとの批判が上がり、その批判の柱は、他国防衛の集団的自衛権の行使を認めたことは違憲ということでもあります。昨年7月1日の閣議決定のどこにも集団的自衛権の行使を容認するとか、集団的自衛権の限定的な行使を容認するといった文言はないのであります。政府は自国防衛のために自衛の措置を専守防衛の範囲内で拡大したのであって、自国防衛と無関係な他国防衛は認めておりません。故に、平和安全法制は憲法解釈の論理の根幹を維持し、専守防衛も堅持されていることから、立憲主義を否定する憲法違反ではありません。よって、本意見書案に対しての否決の討論といたします。

[ 場内、挙手する者あり ]

○議長（横関一雄）次に、原案に賛成者の発言を許します。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。それでは、本意見書に対する賛成討論を行います。この安保関連法は、

多くの憲法学者が違憲と判断しております。そもそも憲法改正を行わないで、政府の憲法解釈の変更で自衛隊の活動を幅広く拡大したことに最大の問題があり、そうした疑念が国民の中に強かったのではないのでしょうか。故に、数の力で押し通すことは立憲主義の破壊、法の支配の否定であり、断じて許されるものではありません。したがって、安保関連法の強行採決に厳しく抗議し廃止を求める意見書に賛成するものであります。以上でございます。

〔傍聴席から拍手〕

○議長（横関一雄）静粛にお願いします。3回目やったら、すみませんけれども、退席していただきますから。

他に討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、意見案第20号『安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し廃止を求める意見書』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（横関一雄）「起立少数」です。

したがって、意見案第20号『安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し廃止を求める意見書』は、否決されました。

---

### 日程第11 意見案第21号 TPP交渉大筋合意に反対する意見書

○議長（横関一雄）日程第11、意見案第21号『TPP交渉大筋合意に反対する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の22ページです。

意見案第21号『TPP交渉大筋合意に反対する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年12月21日提出、提出者は私、上村智恵子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、23ページに記載のとおりです。食糧は国の安全保障です。ぜひご可決ください。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔場内、挙手する者あり〕

○議長（横関一雄）まず、原案に反対者の発言を許します。嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）2番・嶋田です。『T P P交渉大筋合意に反対する意見書』に対する反対討論を申し上げます。我が国の公式な人口予想は、国立社会保障人口問題研究所が出した予想値、出生率、死亡率を想定した場合、日本の人口は2010年対比で2060年には3分の2まで大幅な人口減少が予想されています。そのため国は各自治体に対し、地方版総合戦略の策定を命じました。だからこそ、これからはT P Pをチャンスに変えなければなりません。実際に今がチャンスと考える人たちもたくさんいます。農産物の安心・安全品質としては世界に負けないものを持っています。また技術としては、世界に負けないきめ細やかなこだわりを持って作る技術があります。日本の高品質な農産物を海外に輸出し、日本だけじゃなく海外に向けた販路を拡大していくのが、これからの強い農業、強い産業になると考え、反対いたします。

〔 場内、挙手する者あり 〕

○議長（横関一雄）次に、原案に賛成者の発言を許します。野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎。この『T P P交渉大筋合意に対して反対する意見書』に対して、賛成討論をさせていただきます。このT P P大筋合意は国際的な合意であり、国民、生産者には非常に不安が増すばかりの状況であります。この重要品目においても支援対策が組まれつつありますが、一時的な目先を変えることばかりであり、先が全く見えない状況であります。説明が不十分だと思います。国民、生産者に理解ができる協議をまだまだ必要と思いますし、この大筋合意に対しましては反対する意見書に対して賛成いたします。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、意見案第21号『T P P交渉大筋合意に反対する意見書』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 起立少数 〕

○議長（横関一雄）「起立少数」です。

したがって、意見案第21号『T T P交渉大筋合意に反対する意見書』は、否決されました。

---

## 日程第12 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第12『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長、住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



### 日程第13 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第13『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

**休 憩 午前10時26分**

**再 開 午前10時26分**

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成27年第4回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、本定例会に提案いたしました案件につきまして、格別なご審議の下ご可決賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて先般、本町にあります各生産組合の取扱い反省会に出席させていただきました。本年は、各生産組合の多くが過去最高額を更新されるという快挙を成し遂げられ、私もお祝いの挨拶をさせていただきました。今年は生産者にとりまして、良い一年になったのではないかと拝察しているところでございます。一方で、今年は10月に襲った爆弾低気圧や台風により、本町の農産物や農業施設に多大な被害をもたらしました。異常気象などの影響により農産物の出来高が全般的に悪かったのは事実であります。農産物の価格が安定して良かったことが本町にとりまして、大きな収益につながったと考えられます。今後も異常気象はもちろんのこと、TPPなどの外的要因により影響を受けようとも、他の地域に劣らない高品質の農産物を生産することが重要であります。このことは農産物に限らず、まちづくりに対しても同じことが言えます。昨日の一般質問の中でも答弁させていただきましたが、地方創生の流れで各自治体は遜色がない総合戦略を打ち出してくることが予想されますが、他の自治体と同じ政策を並べても、その地域に魅力がなければ人を呼び込むことも定着させることも困難であります。従いまして求められることは、地域の独自性を備えたまちづくりであります。仁木町ならでは施策を生み出していくためにも、今から他の地域にはない地域の魅力づくりをしていかなければなりません。その意識を行政に携わる者だけが持つのではなく、住民と一緒に共有することにより、迅速かつ円滑なまちづくりを行うことができると強く思う

ところであります。そのためにも行政といたしましては住民に対して情報を広く発信し、多くの意見を交わすことで、住民参加型のまちづくりを構築することができると信じております。また外部などの民間の力を取り入れることも今後は必要になってまいりますので、それぞれの立場が一丸となり仁木町の魅力を最大限に発揮できる仕組みをつくるのが、これからの時代を生きていく上で求められるものではないでしょうか。

結びに、心せわしい年の暮れを迎え、何かとご多用とは存じますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、健やかな新年を迎えられますよう心よりお祈りを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。2日間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成27年第4回仁木町議会定例会を閉会します。

ご審議大変ご苦労様でした。

**閉 会 午前10時31分**

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第4回仁木町議会定例会（2日目）議決結果表

会 期 平成27年12月21日～12月22日（2日間）

2日目 平成27年12月22日（火曜日）

（開会～午前9時30分／閉会～午前10時31分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第8号	仁木町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	H27.12.22	原案可決
議案第9号	仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	H27.12.22	原案可決
議案第10号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H27.12.22	原案可決
議案第11号	不動産の譲与について	H27.12.22	原案可決
議案第12号	後志広域連合規約を変更するための協議について	H27.12.22	原案可決
意見案第17号	複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書	H27.12.22	原案可決
意見案第18号	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書	H27.12.22	原案可決
意見案第19号	マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書	H27.12.22	原案可決
意見案第20号	安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し廃止を求める意見書	H27.12.22	否 決
意見案第21号	TPP交渉大筋合意に反対する意見書	H27.12.22	否 決